

大田区の区民協働の推進に向けての提言
に対する区への取り組みについて
(報告書)

大田区区民協働推進会議提言庁内検討会

平成 20 年 3 月

はじめに

大田区区民協働推進会議は、大田区における区民との協働を区民の主体的な参画により総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 5 月に設置されました。

区民協働推進会議では「地域防災」をテーマに、災害時の活動を切り口として、区民、区民活動団体、事業者及び区がそれぞれの役割を認識し、前進する方策を検討することにより、お互いの関係を深め、連携・協働の推進に繋がることを目指し、2 年間検討を重ねてきました。今後、大田区における連携・協働をどのように進めることが豊かな地域社会を築くことに寄与するかを検討結果としてまとめ、平成 19 年 3 月、大田区に提言が出されました。

この提言を受け、区は平成 19 年 6 月に庁内検討会を設置し、提言に対する区の取り組みについて検討してきました。

「地域防災」を通じ、地域での連携・協働を推進していくために、区は、現在行っていること、また今後どのように取り組んでいくかを報告書の中にまとめました。

区は今後、この検討結果を基本計画等に反映し、区民、区民活動団体、事業者の方々とともに、地域での連携・協働の推進に取り組んでまいります。

目 次

地域社会全体で取り組む、地域防災活動	2
1 防災訓練やイベントでの連携・協働	2
(1)企業、NPO（障害者、高齢者、外国人などの支援団体）が参加できる仕組みづくり	
(2)災害時カードや防災マップづくりによる地域交流	
(3)防災まちづくり学校などのセミナー開催、地域防災イベント開催	
2 災害時要援護者対策における連携・協働	4
(1)災害時要援護者支援組織の整備	
(2)二次避難所対策への取り組み	
(3)障害者への支援方法	
(4)外国人避難者への支援方法	
3 情報共有、情報提供のルール	7
(1)区と地域との連携	
(2)地域で育む情報共有のあり方	
4 青少年対策地区委員会活動やPTA活動と地域の企業との協力関係作り	8
ボランティアを生かす連携・協働	9
1 学校（大学、専門学校、高校、中学校）との連携・協働	9
2 ボランティア層の拡大	10
3 災害時のボランティア受け入れのための調整役	11
自治会・町会と企業、NPO等が災害時協力協定を結ぶ	12
大田区区民協働推進会議提言庁内検討委員一覧	13

地域社会全体で取り組む、地域防災活動

1 防災訓練やイベントでの連携・協働

提言 -1- (1)

(1)企業、NPO（障害者、高齢者、外国人などの支援団体）が参加できる仕組みづくり

地域での連携・協働の推進は、日頃の交流活動がスタートになります。区民、自治会・町会やNPO等の区民活動団体、企業が、日頃から交流することは、更なる地域での協力関係を生み出します。そのことが、地域防災活動でも大変に重要であり、有事の大きな力になります。

日頃の交流活動を更に進めるポイントは、現在、自治会・町会や青少年対策地区委員会が行っている防災訓練や地域イベントに、企業やNPOが参加しやすい仕組みを作っていくことです。日程や内容を計画する際には、事前に地域の企業やNPOに参加を打診し、参加しやすい日程に開催するなど、連携するための工夫が大切になります。

また、一般的にNPOについては、まだまだ認識が高くありません。自治会・町会、NPOの相互が、お互いの活動を理解、認識し、交流を進めることが、連携・協働を促進することにつながります。

区の取組み -1- (1)

区は、様々な協働実例を紹介する冊子「(仮称)協働実例ハンドブック」を作成します。この冊子を活用して、区民活動団体、企業、区等の連携・協働により、地域活動の活性化を目指します。

区が実施する地域防災に関する講習会では、企業やNPO等区民活動団体への参加を呼びかけます。企業に対しては産業振興課、NPO等の区民活動団体に対しては区民・国際交流課及び保健福祉部計画調整課(社会福祉協議会)が呼びかけていきます。

区が、イベント等のチラシ、パンフレットを作成、配布する場合には、企業やNPO等区民活動団体の参加についても促進する内容を明記します。

自治会・町会やNPO等の区民活動団体が、防災訓練やイベントを開催する際には、お互いに参加を呼びかけるように区が働きかけをしていきます。

提言 -1-(2)

(2)災害時カードや防災マップづくりによる地域交流

企業では、災害時に自分の役割を確認して行動できるよう、「災害時カード」を携行するところがあります。自分のプロフィールや家族との連絡方法を記入しセーフティカードにもなるものです。一部地域では既に取り組んでいますが、この「災害時カード」を更に普及させていきたいものです。普及にあたっては、企業からの協賛、協力も考えながら、地域の区民活動団体、区の協働事業として進めていくことが大切です。

企業の従業員は、地域に在住する人ばかりではありません。休日や夜間は、無人になるところもあり、自社の被災状況が地域にどのような影響を与えるか、また、自社の災害時復旧活動と合わせ、どのような地域支援をしていけば良いかについて分からない場合があります。自社周辺地域のことを知ることが、地域との連携を考えるスタートになります。イベントなどを活かし、防災マップを住民とともに作成し、地域のことや地域の人を知ることが、地域交流の一つのきっかけとなります。

区の実践 -1-(2)

「災害時カードの活用事例」や「防災マップづくり」は、地域における協働を育むためのきっかけとなる事例です。

「防災マップづくり」は、既に学校や地域での実践例があります。防災課では、このような取り組み事例を、「(仮称)協働事例ハンドブック」や区ホームページへの掲載を通じて、自治会・町会やNPO等の区民活動団体へ情報提供し、地域への広がりを進めます。また、区民・国際交流課では、協働推進講師派遣事業を実施し、地域での取り組みを支援します。

「災害時カードの活用」は、普及方法や効果について調査研究します。

提言 -1-(3)

(3)防災まちづくり学校などのセミナー開催、地域防災イベント開催

区や自治会・町会、青少年対策地区委員会、PTA、NPO等の区民活動団体が、地域防災をテーマにするセミナーやイベントを開催する時、着眼点の一つに「地域での連携、協働の推進」を入れながら、企画、実施していくことが大切です。

区の実践 -1-(3)

区は、「地域での連携、協働の推進」の視点を組み入れて、講演会やイベントを開催していきます。

地域の区民活動団体が講演会を実施する際には、区の講師派遣制度、補助金制度などを活用することができます。各部局では、これらの事業により地域での連携・協働を推進していきます。

2 災害時要援護者対策における連携・協働

提言 -2-(1)

(1) 災害時要援護者支援組織の整備

自治会・町会では従来から区の支援を受けて災害時要援護者支援組織を作り、平成 19 年 1 月現在 74 組織が結成されています。地域ごとに実態を把握し、近隣協力者を募って有事に備え、日頃から訪問を重ねて顔の見える交流に取り組んでいるところもあります。

しかし、全体ではまだ 3 分の 1 の結成にとどまっています。全区的に整備されるには、一層の地域の理解と協力が欠かせません。特に、地域の企業や N P O の協力が求められます。

区の実践 -2-(1)

区における災害時要援護者支援組織の結成状況は、平成 20 年 2 月末で、216 自治会・町会のうち 83 団体となっています。今後も、区内の防災市民組織が災害時要援護者支援体制を確立できるよう、防災課が中心となって、地域に支援組織の結成を呼びかけます。

区は、保有する高齢者や障害者のデータを災害時要援護者支援対策に利用することとしました。今後は、個人情報やプライバシーの保護に万全を期した上で、支援に必要な名簿を関係機関と情報共有し、災害時要援護者支援対策の充実を図っていきます。

提言 -2-(2)

(2) 二次避難所対策への取り組み

二次避難所は、学校避難所での生活が困難な災害時要援護者が避難生活するところであり、区が開設準備していくことになっています。すでに災害時要援護者の支援体制が整備されている地域では、地域と区が連携し、避難者が安心して生活できるよう、二次避難所対策の充実に取り組んでいるところもあります。

二次避難所は、原則として、特別養護老人ホーム、障害者施設、保育園などを開設する予定です。災害時の支援には自治会・町会、N P O、ボランティア団体等の区民活動団体、企業などの協力が不可欠です。平常時から、二次避難所の対応について、協力できる体制を準備しながら、地域として総合的に対応していくことが求められます。

区の実践 -2-(2)

区は地域防災計画に基づき、災害時に家屋の倒壊等によって自宅で生活できなくなった被災者のために、91 ヶ所の学校避難所を開設する態勢を整備しています。避難者のうち、身体や精神の状況により集団生活が難しい高齢者や障害者等の災害時要援護者については、区が二次避難所（福祉避難所）を確保し開設できるように対応していきます。

現在、区は、災害時協力協定を結び、障害者用として直営障害者施設 6 ヶ所、民営障害者施設 7 ヶ所及び高齢者用として 7 ヶ所の特養ホームの計 20 施設を、二次避難所として開設できるように整備しています。今後ともこの取り組みを推進していきます。

提言 -2- (3)

(3) 障害者への支援方法

身体障害、知的障害、精神障害などの手帳所持者は、大田区の人口の約 3.3%を占めます（平成 18 年 3 月 31 日現在）。障害のある避難者については災害時に個別の対応が必要な場合があります。そのような個別の事情への理解を深めるためにも、日頃からの関係作りが重要です。

例えば、学校や企業等で、障害者支援の N P O に依頼し、障害の特徴や、対応方法などを伝える授業や講座を開催することも一つの方法です。地域では、防災訓練やイベントの中で、N P O と連携しながら、相互理解を深めるための意識啓発に取り組むことが大切です。

障害者の所属する学校や施設、N P O、ボランティア団体などの区民活動団体は、団体の所在する地域の自治会・町会、また、対象者の居住する地元自治会・町会との関係作りを積極的に築くよう、言葉かけしていくことが必要です。

区の実践 -2- (3)

区立小中学校では、現在取り組んでいる障害者教育を、更に充実していきます。

区民・国際交流課では、区民活動団体データベースに登録する障害者支援の N P O 等の協力を受けながら、障害者の理解を深めるために学校の授業や企業の研修会に講師を派遣できる団体の情報を提供していきます。

障害者が通う区立の学校や施設では、自治会・町会をはじめ、地域の人との様々な交流事業を進めています。今後も、継続的に実施し、地域における障害者の理解を深めます。

(4)外国人避難者への支援方法

平成19年1月1日現在、大田区の人口に占める外国人登録者の割合は約2.5%で、近年増加しています。日本語を十分に理解することが難しい外国人避難者への支援については、区は、通訳ボランティア派遣や、避難所に語学に堪能な方がいなくても、避難してきた外国人の方に必要な支援ができるよう、『多言語表示シート』の紹介に取り組んでいます。

企業としては、災害時に、地域の避難所に、語学に堪能な社員を通訳ボランティアとして派遣したり、また電話やFAXが使用できる状況であればそれらを使っての支援も可能です。

平常時に、外国人の居住情報を地域に伝えることは、法的に難しいところです。外国人支援の活動を行うNPOやボランティア団体は、日頃、関係する外国人の皆さんに、地域の自治会・町会主催の地域防災訓練に参加を案内してほしいと考えます。外国人自らも、積極的に地域の防災訓練に参加するとともに、地域の活動にも参加をして欲しいと思います。区は、対象者に対して、今まで以上に、意識啓発していく工夫が重要となります。

区の取組み -2- (4)

区では、平成18年11月から、ホームページ上で緊急災害情報を提供できるようになりました。この緊急災害情報は、英語、中国語、ハングルの3ヶ国語でも対応しています。

区民・国際交流課と防災課は、91ヶ所の学校避難所を中心に「多言語表示シート」の設置に取り組めます。

区民・国際交流課では、「国際交流ボランティア」を募集しています。その中で、災害時にも、外国人に対して通訳などの支援ができる方について地域との連携を働きかけていきます。

産業振興課では、海外取引を行う区内企業に対して、地域貢献の一環として、災害時における外国人避難者の通訳や生活支援の協力を働きかけます。

防災課及び特別出張所は、自治会・町会等が防災訓練を実施する際には、地域で暮らす外国人に参加を呼びかけるように啓発します。区民・国際交流課では、希望する地域の広報用のポスターやチラシを外国語に翻訳し、呼びかけを支援します。

3 情報共有、情報提供のルール

提言 -3-(1)

(1) 区と地域との連携

災害時は、区の掌握している災害時要援護者の個人情報について、避難所などで支援活動にあたる区民活動団体（避難所運営協議会、自治会・町会、NPO等）に情報提供することが必要です。この際、情報を受ける側の個人情報保護の意識も重要になります。情報共有の方法は、電話、FAX、IT機器だけでなく紙など様々な媒体を使うことにより、非常時の対応が可能となります。こうした活用についてルールを定めることが必要になります。

近年、介護サービスなど公益的なサービスを企業やNPO法人が担う分野が広がっており、きめ細かな情報は地域の企業等が掌握しているケースが多くあります。民間の運営する障害者施設や保育所などが掌握しているものもあり、そのような企業やNPOとの協力関係を作ることが重要です。地域の民生委員の掌握する情報も有効です。

区の実践 -3-(1)

災害時要援護者対策は、防災関係機関や自治会・町会等の各団体が連携して進めていくことが大切です。

区では、防災課と保健福祉部各課が連携して、災害時要援護者名簿を作成します。その後、自己情報の提供に同意いただいた方の名簿を、個人情報やプライバシーの保護に万全を期した上で、消防署等と共有していきます。さらに、支援組織等の調整や条件が整い次第、自治会・町会をはじめ地域の区民活動団体と情報共有を図っていきます。

提言 -3- (2)

(2) 地域で育む情報共有のあり方

地域での災害時要援護者の情報提供、情報収集についても、個人情報の保護については、十分な配慮が必要となります。日頃から、自治会・町会と企業、NPO、ボランティア団体等が交流を重ね、顔の見える関係づくりを育むことが大切になります。

そのような関係づくりが進んでいる地域では、災害時に必要な緊急連絡先やかかりつけの医療機関等の最小限の情報について、NPO等の介護事業者などから情報提供される仕組みができています。

地域での、災害時の安否確認のためにも、地域の中での情報共有が重要です。

常に、対象者の新しい情報を把握するためには、日頃から、自治会・町会と企業、NPO、ボランティア団体等が交流活動をするに加え、災害時要援護者本人や家族等が、地域に対して情報を伝えていくことも有効となります。

区の実践 -3- (2)

区の各部局は、日ごろから地域の協力関係を築いていくため、防災訓練やイベント等の交流活動を通じて、災害時にも助け合える関係づくりを啓発していきます。

また、災害時の安否確認のためにも、災害時要援護者本人や家族の皆さんが、地域との交流を通して、相互に情報交換していくことの大切さを啓発していきます。

4 青少年対策地区委員会活動やPTA活動と地域の企業との協力関係作り

提言 - 4

子どもの見守りについては、警察やPTA等、様々な組織の連携・協働が進んでいます。日頃のあいさつから、見守りの輪を広げていくことがスタートです。自治会・町会や青少年対策地区委員会、PTA、企業、学校は、夏祭りなどのイベントをはじめ、いくつかの地域事業を通じて協力関係が生まれています。このような日頃の関係作りが、有事の際の行動にも結びついていきます。

区の実践 - 4

子どもの見守り活動など、地域では、自治会・町会を中心に、警察、PTA、企業や学校等との協力関係づくりが定着しています。子どもの関係するイベントなどを通じて、積極的に交流が育まれている地域もあり、区は引き続き協力を呼びかけていきます。

NPO、ボランティアを生かす連携・協働

1 学校（大学、専門学校、高校、中学校）との連携・協働

提言 - 1

子どもガーデンパーティ - など地域のイベントで、地域防災に関する啓発プログラムを組んでいる地域があります。地域でのイベントを通じて災害時のボランティアの芽を育てていくことは大切なことです。

近年ボランティア活動を奨励する学校が増えており、日頃の交流から災害時の支援に繋がる関係を築いていくことが望まれます。区内の大学、専門学校、高校、中学校の学生、生徒が、地域の避難所でのボランティアスタッフとしても有効な行動が期待できます。防災訓練などを通じて、役割分担まで踏み込んだ準備をすることが有事の行動に繋がります。

区の実践 - 1

区の各部局では、学生ボランティアを活用した事業を実施した場合、そこで築いた関係を生かし、地域や施設での災害時ボランティアとして、継続的なつながりを持てるように働きかけます。

区立小中学校では、防災訓練の中で、災害時の地域支援活動についても意識向上に努めています。

社会福祉協議会のボランティア区民活動センターでは、地域の学校避難所でのボランティア活動を紹介し、区内の大学生や高校生等の参加を促します。

区は、ボランティアが防災訓練や地域イベントに参加してケガをした場合に備えて「大田区地域活動保険制度」に加入しています。また、災害時に防災業務に従事した場合は、条例で損害補償について定めています。

2 ボランティア層の拡大

提言 - 2

地域防災のボランティアなどの新たな担い手として、企業等を退職した人や団塊の世代に地域活動への参加を呼びかけていくことが有効です。区、自治会・町会、NPO等はこの人たちがイベントや講習会、また地域活動に参加しやすいよう工夫していくことが大切です。

特に、災害発生の初期段階では、土木作業技術者や医師、看護師のOB等の方がボランティアとして従事することは、地域復旧活動上、大きな役割を果たすことが期待できます。

区の実践 - 2

区の各部局は、地域で企画実施される、様々なイベントや講習会に対して、これから地域活動を始めてみようとする区民の参加について、積極的に広く呼びかけ、必要に応じて仲介していきます。

区民・国際交流課では、平成20年1月に「NPO区民活動フォーラム」を実施し、企業等を退職した方や団塊の世代の方、これから地域活動に取り組もうとする方に地域活動への参加を呼びかけるイベントを開催しました。

また、社会教育課や男女平等センター（エセナ大田）、文化の森では、団塊の世代の方をはじめ、これから地域活動を始めてみようとする区民の方を対象とした講座やセミナーを開催しており、その充実を図ります。

区では、災害時に建物の危険度を判定する応急危険度判定員の登録制度を行っており、ボランティアの拡大に努めています。

また、東京都や東京消防庁でも、災害時の業務内容やボランティアの技能に応じて、様々な職種の事前登録ボランティア制度を設けています。

災害が発生した場合、区は、このような事前登録ボランティア制度とも連携を図り、地域の復旧活動にあたります。

3 災害時のボランティア受け入れのための調整役

提言 - 3

災害時には、国内外から復旧のためのボランティア派遣や物資の支援が想定されます。ボランティアについては、区で開設する防災ボランティアセンター（仮称）や学校避難所で受け入れる計画になっています。

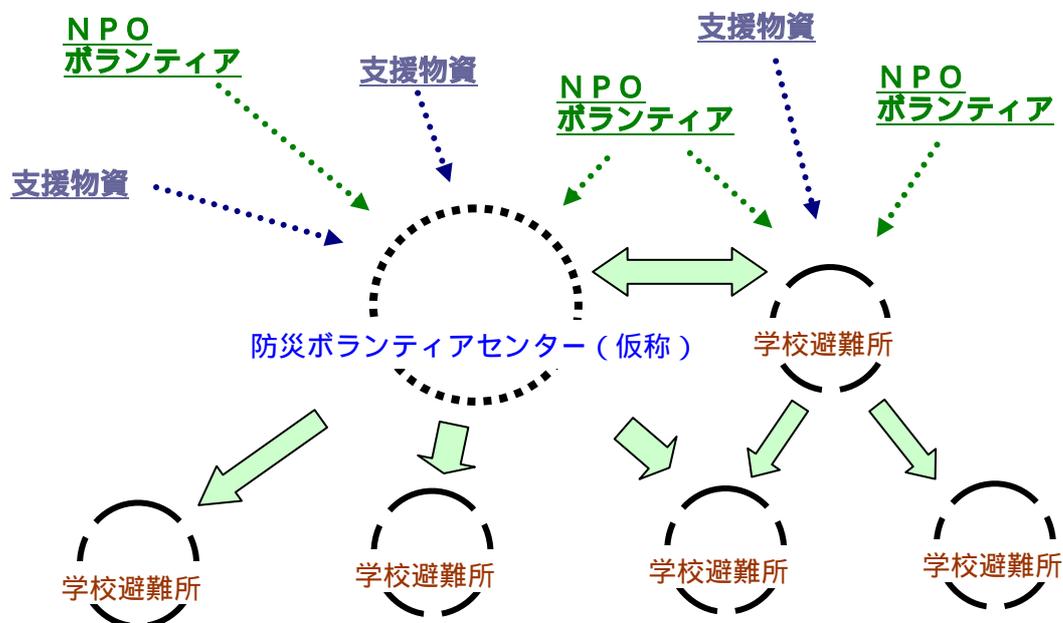
受け入れを円滑に行うために、ボランティアの調整役が必要になります。防災ボランティアセンター（仮称）や学校避難所周辺の企業、NPO、学校などとの連携、協力を得ながら対応することが必要です。日頃から防災訓練において図上訓練等を行い、災害時のボランティア受け入れの調整役としての役割をイメージしておくことも大切です。

区の実践 - 3

災害時の救援活動ではボランティアの円滑な受け入れが欠かせません。

区は、災害発生時における国内外からのボランティアの受け入れについて、災害ボランティアセンターを設置して対応します。それとともに、大田区社会福祉協議会等と連携してボランティアの専門的なノウハウや助言等を受けながら効果的な救援活動を行っていきます。

一方、学校避難所におけるボランティアの受け入れについては、学校避難所運営協議会を通じて、区の体制を周知し、災害発生時に機能できるような仕組みを整えます。



自治会・町会と企業、NPO等が災害時協力協定を結ぶ

提言

すでに、いくつかの企業や関連団体と区の間では、施設の提供や物資の提供など災害時の防災協定を結んでいるところもあり、協働が進んでいます。

各企業は、地域社会の一員として、災害時に、自社の機能復旧と合わせ、地域の災害復旧活動や支援活動を担うことが重要になっています。日頃から、企業の社会的責任としての社会貢献、地域貢献を検討、準備することが、企業価値を高めることにも有益なことになります。地元でできる災害時活動を事前に把握し、段階的に、地域との連携を進めていくことが重要となります。駐車場、社屋、物資の提供、人材の提供等、地域に対して貢献できる内容を企業側で事前に把握しておくことが、いざという時の地域支援の力になります。

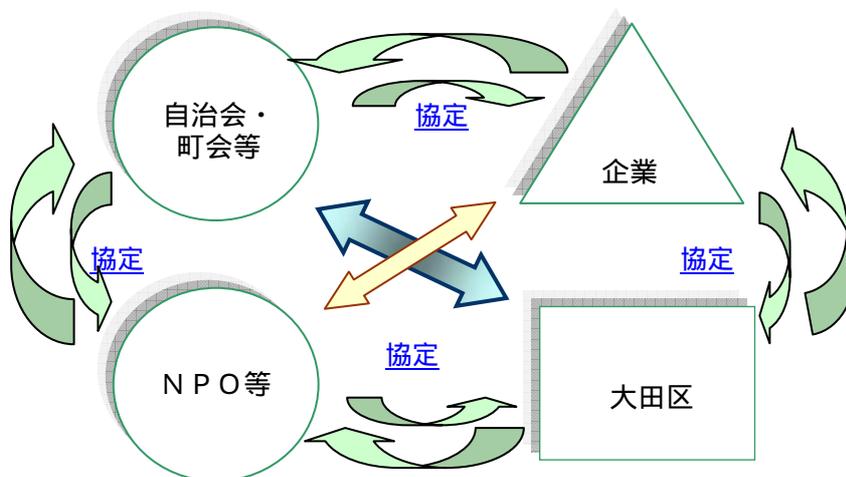
自治会・町会、NPO等の区民活動団体と企業間、自治会・町会とNPO等の区民活動団体間でも協定を交わし、常にお互いの役割を共有する中で、災害に備えることは大変に有効なことです。

しかし、協定を結べば、それで終わりということでは、災害時に機能するものではありません。日頃の交流活動の中で、継続的に、協定の意義を確認していく関係作りが大切です。

区の実践

平成 20 年 2 月末現在、区は、災害時に円滑な応急対策活動態勢を確立するため、あらかじめ民間団体や他の自治体等 108 団体と 48 協定を締結しています。区は、このような協定の締結をさらに促進していきます。

防災課では、「(仮称)協働事例ハンドブック」や区ホームページに標準的な協定書(案)を掲載します。これを活用し区は、避難所運営協議会や自治会・町会と企業、NPO法人等との間における、災害時協力協定の取り組みを啓発していきます。



大田区区民協働推進会議委員一覧（平成 17、18 年度）

会長	山岸秀雄	学識経験者 (法政大学大学院客員教授、特定非営利活動法人NPOサポートセンター理事長)
副会長	玉田雅己	公募委員
	中島寿美	団体推薦委員(六郷地区自治会連合会会長)
委員	阿部リエ	公募委員
	中野真弓	公募委員
	栗原洋三	公募委員
	富田稔	団体推薦委員(青少年対策地区委員会会長)
	浜洋子	団体推薦委員(大田NPO活動団体交流会監査役)
	野村進一	区内事業者(株式会社メリーチョコレートカンパニー)
	赤池久	区内事業者(株式会社ディスコ)
事務局	区民生活部長	
	区民・国際交流課長	
	区民・国際交流課協働担当係長	
	区民・国際交流課協働担当	

大田区区民協働推進会議提言庁内検討会及び作業部会メンバー（平成 19 年度）

大田区区民協働推進会議提言庁内検討会		庁内検討会作業部会
委員長	区民生活部長	
委員	区民生活課長	庶務係長
	区民・国際交流課長	区民協働担当係長
	防災課長	防災担当係長
	産業振興課長	管理係長
	計画調整課長	福祉調整担当係長
	大田西地域行政センター 地域福祉課長	
	大田南地域行政センター 蒲田西特別出張所長	大田北地域行政センター 大森東特別出張所 地域振興係長
		大田西地域行政センター 久が原特別出張所 地域振興係長
		大田南地域行政センター 蒲田西特別出張所 地域振興係長
		大田東地域行政センター 羽田特別出張所 地域振興係長
教育委員会事務局庶務課長	学校職員係長	

事務局 区民・国際交流課区民協働担当

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14

電話 03-5744-1204 FAX 03-5744-1518 本庁舎内線 2728